

長崎西海市事件の捜査の在り方を検証するための第三者機関の設置及び
同機関による検証の実施を求める要望書

平成 24 年 7 月 23 日

千葉県知事 鈴木 栄治 殿
千葉県公安委員会委員長 石川 次郎 殿
千葉県警察本部本部長 鎌田 聰 殿

千葉県弁護士会

会長 齋藤 和



第 1 要望の趣旨

当会は、千葉県、千葉県公安委員会、千葉県警察に対し、新聞報道で大きく取り上げられたところの平成 23 年 12 月に、長崎県西海市で発生した DV 加害者男性によって DV 被害者女性の母親及び祖母が殺害された、いわゆる長崎西海市事件（以下「長崎西海市事件」という。）について、同事件における千葉県警の捜査のあり方（初動捜査の問題点等）を検証するべく、弁護士を含めた DV に精通した外部有識者による第三者機関を設置し、DV 型ストーカー事件の予防・再発防止策を確立することを求める。

第 2 要望の理由

1 はじめに

長崎西海市事件は、婚姻・内縁関係にはない交際関係、いわゆる恋人関係にあった男女間において、女性が男性から身体的・精神的暴力を受けていた背景のあった事案であった。

所謂 ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と略記する。）とは、婚姻・内縁関係にある家庭内における暴力を指すものと誤解されやすい概念であるが、親密な関係にある当事者間において、一方が他方を暴力で支配することであって、本事件のように恋人関係間においても起りうるものであり、このような関係において生じる DV のことを、特に、最近はデート DV と呼ぶことが多い。そして、DV を背景にもつストーカーは特に危険性の高い DV 型ストーカーという類型とみるべきである。

しかるに、平成 24 年 3 月 5 日、千葉県警察、長崎県警察、三重県警察は、本事件を検証し、「長崎県西海市西彼町における女性 2 名被害の殺人事件に関する千葉・長崎・三重県警察の対応の検証結果」（以下「警察による検証結果」という。）を発表しているものの、当該検証結果は、多くの問題点を指摘されているところであるが、本事件の背景にあるデート DV 及び DV 型ストーカーの視点が欠落している点においても不十分なものと言わざるを得ない。

2 DV 型ストーカーの特徴及びその危険性

(1) DV の当事者間においては、少なくとも一度は親密な関係にあった事情があるため、DV 加害者は、DV 被害者に対する支配的意識が非常に強く、支配のための暴力を正当化する傾向がある。そして、DV 被害者がその支配下から逃れようとする時、DV 加害者は、これを許さず、連れ戻して関係を継続させ又は制裁を加えるために、執拗に DV 被害者の居場所を追求しようとする。また、DV 加害者は、手段を選ばずにあらゆる妨害を排除しようとするため、その暴力の危険性は増大し、重大事件に発展する可能性が非常に高く、DV 被害者の親族等が DV 加害者の追求を阻止しようとするとき、その暴力の矛先は DV 被害者だけでなく、その親族等にまで及ぶ危険が高い。

他方、DV 被害者は、DV 加害者からの度重なる暴行・脅迫等によって深い恐怖心が植え付けられているため、判断力や自尊心、行動力等が著しく低下している場合が多い。

(2) このような DV の構造は、親密な関係にある男女関係が、婚姻・内縁関係にあるか、恋人関係にあるかで差異を生じさせるものではなく、その危険性に変わりはない。むしろ、所謂デート DV の方が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（所謂「DV 防止法」）の保護対象「外」とされている点において、DV 被害者の心身の安全が法的に十分に確保されているとは言い難いのが現状である。

このような事情を踏まえるとき、多くは交際男性から交際女性が暴力等の被害を受ける事案を、単なる男女間トラブルとして扱うことは適切ではないのである。

(3) DV 型ストーカーは、正に、このような特徴と危険性を持つ DV を背景とするストーカーであって、一方的な恋愛感情を抱いて特定女性に付きまとう単なるストーカーと異なる性質のものであることを十分に認識する必要がある。

3 警察における DV 型ストーカーに対する認識の欠如

(1) しかるに、「警察による検証結果」を検討する限りにおいて、警察による DV 型ストーカーの特徴及びその危険性に対する認識は十分でなく、その認識の欠如が当該長崎県西海市事件の発生に繋がってしまったものと考えられる。

(2) 千葉県内においては、当該長崎県西海市事件以前においては、平成 21 年 7 月に、やはり交際関係にある DV を背景とする殺人事件が発生している。

確かに、「警察による検証結果」においても、「男女間トラブルの重大事件発展性に対する危機意識の不足」を問題点として指摘している（11 頁）。しかしながら、警察の認識は、あくまで男女間のトラブルが重大事件に発展した例があったことを念頭に置いた対応をするべきであったことに止まるものであり、本事件が類型的に DV 被害者のみならずその関係者に対しても危害が及ぶ可能性のある事案であることの認識までは認められない。仮に警察においてこのような認識まで持ち得ていたのであれば、DV 加害者の DV 被害者の知人に対する電話や電子メールの内容を確認するまでもなく、DV 加害者の DV 被害者に対する強固な執着心の存在を理解し、早期・適切な対応を取り得たはずである。被害届の受理や初動捜査が遅れ、対応が後手に回ってしまった背景には、DV 型ストーカーに対する認識の不十分さが大きく関係してい

るのである。

- (3) また、警察による検証結果では、所謂ストーカー規制法の運用に問題があつたことを認めてはいるところである。

しかしながら、警察において本事件のような事案が DV 型ストーカーであることの認識がなければ、現行ストーカー規制法による DV 被害者保護は十分なものとはならない。警察において、本件のような事案では、類型的に、DV 加害者において DV 被害者に対して強い執着心を持っていることを理解していれば、所謂つきまとい等の行為が反復している事実、今後、高度の蓋然性をもってそれが反復されることが予想できるからである。また、DV 被害者が被害申告を躊躇う傾向を理解していれば、早期に事実関係を把握することもできたところである。

「警察による検証結果」は、本事件においてつきまとい等の反復を確認できなかつたとするも(13 頁)、それができなかつた原因の検証までには至っていないと言わざるを得ない。

- (4) 更に、警察による検証結果では、警察署による組織的対応、関係県警察による連携の不備があつたことを認めている。

しかしながら、やはり、そこには、何故、警察署による組織的対応が必要であるのか、何故、広域的な連携が必要であるのかの検証がなされていない。

ここでも、類型的に DV 加害者の強固な執着心を理解していればこそ、速やかに警察署による組織的対応のみならず、交通機関の発達した現代日本社会においては、県警間の広域的な連携が要請されるのである。

4 弁護士を含めた DV に精通した外部有識者による第三者機関設置の必要性

- (1) 以上のとおり、「警察による検証結果」においては、本事件が DV 型ストーカーであつて、特有の危険性を有するものであるとの認識が欠如している。
- (2) 警察庁は、長崎県西海市事件の発生を受けて、平成 24 年 3 月 5 日、全国の警察署長に対して、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応について」と題する通達を出している。

しかしながら、警察庁は、これまでにも本事件のような事件が発生する度に検証を繰り返し、通達を出してきたものであるが、それにもかかわらず、本事件が発生してしまった経緯を踏まえると、警察内部による検証だけでは限界があるものと言わざるを得ない。また、上記通達においても、本事件が類型的に上述した危険性を内包するものであるとの認識に立ったうえでのものか必ずしも明らかではない。

- (3) 以上のような事情を踏まえると、本事件の検証を警察内部の検証で止めるることは適切ではなく、日常的に業務として DV 被害者からの相談・支援・援助活動に携わっている、弁護士をはじめとする各種相談窓口の相談員等、DV 事案に精通した外部有識者を一定程度交えた第三者機関による検証の必要性が高いものと言わざるを得ないのである。

5 上記第三者機関設置の相当性

(1) 新聞報道によると、長崎西海市事件の遺族は、警察による再検証結果の報告を拒否し、長崎、千葉、三重の各県警や警察庁に対し、第三者による再検証を求める文書を提出している。また、過去のストーカー被害に遭った遺族も第三者による本事件の検証を求めている。

本事件の遺族の申し入れに対しては、警察は、遺族の要望に沿った形で、真摯に受け止めなければならない。

(2) 千葉県知事自身、平成24年4月19日の記者会見において、本事件について、「有識者を含めて、いろんな方々がお考え、意見があると思いますので、適切に対応して頂きたい。」と述べ、外部の有識者を交えた検証の必要性を示唆している。

千葉県知事は、千葉県内でDV型ストーカー事件が連続して発生した事実を重く受け止め、積極的に外部の第三者による検証を進めるべきである。

(3) 千葉県警は外部の第三者による検証について消極的であるが、上記通達のみならず、千葉県警自身の作成した「警察による検証結果」においても「教養の徹底」が掲げられているところ、DVに精通した外部有識者による検証はその「教養の徹底」が掲げられている趣旨に適合的であり、更にいえば、本事件がDV型ストーカーとして類型的な危険性を内包するものであるとの認識が欠如していれば、「教養の徹底」も不十分なものであると言わざるを得ない。

第3 結論

以上のとおり、本事件のような事件の再発防止のためには、一時保護施設等の関係各機関との積極的な連携、時期を逃さない強制捜査権限の行使等の対策をはからなければならないが、何よりもまず、警察におけるDV型ストーカーに対する認識を深め、その意識改革が不可欠である。

しかしながら、警察関係組織内部の検証に任せるだけでは不十分であることは、上記のとおりであって、当会としては、要望の趣旨のとおり、DVに精通した弁護士を始めとする外部の専門家を交えた第三者機関を設置したうえで、長崎県西海市事件の捜査の在り方（初動捜査の問題点等）の検証し、DV型ストーカー事件の予防・再発防止策を確立することを求める次第である。

以上